

4 子どもの人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

- 平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、児童虐待防止など子どもの権利擁護に努めてきていますが、令和元（2019）年に国連・子どもの権利委員会から4回目の勧告があり、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰の禁止、家庭環境を奪われた子どもなどに関して緊急措置をとるべき分野とされています。そのような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年の改正により、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることとされました。これを踏まえ、本県では、令和2（2020）年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」（平成27年策定）を改訂し、子どもの貧困対策をさらに充実・強化して包括的に推進していくこととしました。また、平成30（2018）年の民法一部改正により、成人年齢を20歳から18歳に引き下げられ、令和4（2022）年4月1日から施行されることになりました。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「保護者が子どものしつけのために、叩いたり怒鳴ったりすることは、ある程度は仕方がない」について、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人の割合は49.2%という結果でした。
- また、「子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要（どちらかといえば必要を含む）」と答えた人の割合は83.2%、「子どものいじめ、体罰、虐待などに気づいたとき、関係機関に通報することができる（どちらかといえばできるを含む）」と答えた人の割合は71.9%という結果でした。
- 経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待（※）の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
※児童の保護者（親等）やその周囲の人間などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄（ネグレクト）すること。児童虐待は、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し、無視など）のように分類される。
- 近年、虐待や発達障がい、家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども「ヤングケアラー」など様々な要因により、支援が必要な子どもが増えていくことから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々

の子どもの発達を保障していくために、「ヤングケアラー」の実態把握をするとともに、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。

- 社会的養育分野では、児童の権利に関する条約第12条に「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。その場合において、児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って往々に考慮されるものとする。」と規定されており、この意見表明権を保障する取組が「子どもアドボカシー（※）」です。

※子どもの権利擁護のため、施設等で生活する子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

これを実践する人を「アドボケイト」と呼んでおり、独立していて、自身の思いや考えを交えず、100%子どもの立場に立つことが求められています。

日本では、平成28（2016）年の児童福祉法の改正で子どもが権利の主体として初めて位置づけられ、「子どもの意見が尊重される」ことなどが追記され、国が翌年にまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの意見表明権や参画を支える柱としてアドボカシーが明記されました。

本県では、国のビジョンに基づき令和2（2020）年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組を進めています。

この取組を進めていくためには、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面や、日ごろの生活場面において、子どもが意見表明できる手続きを整備し、行政の決定や支援のあり方を決める上での子どもの参画を保証することが必要です。中には大人に意見を表明することへの抵抗感や、考えや思いを意見として表明することへの困難を感じる子どもも少なくないため、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築することが必要です。併せて、子ども自身が子どもの権利を学ぶことを支援することが必要です。

- 青少年の薬物乱用問題は、依然として我が国の社会問題の一つとなっており、近年は、若年層の大麻の乱用が全国的に拡大しており、青少年、家族及び地域社会に対する正しい知識の普及、乱用防止啓発の更なる強化が必要となっています。スマートフォン等の普及により、SNS等を利用した情報共有が容易になったことも、乱用薬物の不正な取引の多様化・巧妙化につながっているとされています。県では「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」や第2期「鳥取県薬物濫用対策推進計画」に基づき、関係機関が連携して総合的に薬物乱用防止対策を推進しています。

- インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。

- 平成23（2011）年に大津市で起こったいじめによる自死の事件をきっかけに、平成25（2013）年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定（平成29年（2017年）同方針改定）しました。さらに県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直し等を行っています。

- 平成26（2014）年以降のいじめの認知件数は、平成27（2015）年度 545件、平成28（2016）年度 594件、平成29（2017）年度 844件、平成30（2018）年度 1,978件、令和元（2019）年度 2,206件と大きく増加していますが、いじめの初期段階のものやごく短期間に解消したものについても積極的に認知し、解消を図るといった姿勢が強まっています。

- 近年、いじめ問題や不登校等児童生徒に係る諸課題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。また、多様な家庭環境を背景として諸課題に直面している児童生徒のサポートをするスクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。
- 学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動の指導で気合いを入れる場合は許される」等の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、児童生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施するなど、学校の体罰防止に向けた体制の強化が必要です。
- 令和3（2021）年6月に、文部科学省から、社会常識や時代に合わせて積極的に校則を見直すよう通知が出されました。校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分のものとして守っていこうとする態度を養い、児童生徒の主体性を培う機会となることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、校則の見直しに取り組んでいるところです。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるため、自他の権利の大切さを正しく理解させながら子ども自身に権利の主体者としての意識を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体者として尊重されるよう、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

また、子どもの人権を守るため、児童虐待防止、いじめ防止などの啓発に努めます。

（2）相談支援体制の充実

いじめ、不登校など、さまざまな不安や悩みをもつ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、子どもたちが相談しやすい環境づくりが大切です。そのために、スクールカウンセラー等を配置し学校の相談体制の充実を図るとともに、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

また、思春期以降の若者が、思春期からの心と身体の健康づくりについて正しい知識を学び、望ましい行動やスキルを身につけることができるよう、思春期からの悩みを支援する相談機関の周知や支援体制を構築するなど、思春期以降の若者が抱える悩みについて、相談体制の充実に努めます。

加えて、保護者に対しても家庭での子育てに関する悩み等に対応するため、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を強化するとともに、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

（3）いのちを育むための教育の推進

中学、高校生世代の若者に、就労、結婚、子育てなど将来のライフスタイルについて考える機会を提供し、妊娠、出産、育児等に関する知識や情報を提供し、若者が自立して家庭を築くことや結婚、子育てに希望を持つことができるよう支援します。

参加型の出前教室を実施し、胎児心音や産声を聴いたり、妊婦疑似体験や新生児と同じ重さ

の人形を抱くなどの体験を通して、いのちの大切さを体感し、生まれるいのちの尊さを学ぶ取組を行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを柱として、市町村（母子保健・児童福祉担当）、児童相談所、保育所、学校、医療機関等の関係機関が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

さらに、県は各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会（※）事務局職員や母子保健担当保健師、保育士等のスキルアップのための研修等を実施し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子どもに対する支援プログラム等の実施により、心のケアを行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう虐待をした親に対する支援にも取り組みます。

※要保護児童対策地域協議会の対象児童は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦であり、虐待を受けた子どもに限定するものではない。

(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

支援を必要とする子どもたちに対して、その成長が阻害されることのないよう、教育や生活の支援に加え、経済的支援、保護者への就労支援等、あらゆる対策を講じます。

そして、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）」に基づき、子どもの成長ステージに応じた切れ目のない支援、支援が届きにくい子どもや世帯の早期把握、市町村や関係機関と連携した取組を推進します。

ひとり親家庭等についても、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を図ります。

(6) 子どもの権利への取組の推進

ヤングケアラーについては、実態調査を行うとともに、当事者である子どもやその家族が相談しやすい体制を整え、適切な支援に繋がります。さらに、やむを得ない理由により家族から離れて社会的養育を受ける子どもたちに対しては、「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき、児童養護施設等で生活する子どもが自らの権利を学び、日ごろの生活や将来について、身近な大人や行政機関に意見表明できるようになるための活動を支援します。また、子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポート又は代弁する新たな仕組みづくりに取り組みます。

(7) 特別支援教育の充実【再掲】

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、すべての教職員の専門性の向上、LD等専門員や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

(8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

犯罪に巻き込まれるおそれがある有害情報の氾濫、薬物乱用など、青少年の健全な育成を阻害する社会環境に対応するため、「鳥取県青少年健全育成条例」、「鳥取県薬物の乱用の防止に関する条例」の適正な運用により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備や子どもを薬物から守るための環境整備に努めます。

(9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題や不登校支援に関係する機関・団体の連携を図ります。

学校においては、学校、学級での良好な人間関係づくりをめざす取組を進め、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期対応のために―スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣など、学校の支援体制の強化を図ります。

さらに教職員研修を充実させ、いじめ・不登校等への指導力の向上を図るとともに、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、支援するための取組を進めます。

(10) 体罰防止に向けた取組の充実

子どもへの体罰は法律で禁止されており、体罰・暴言は子どもに対する重大な人権侵害であること、子どもの成長に悪影響を与える可能性があるとの認識に立ち、学校においては、体罰等のない学校づくりの取組を進めるとともに、万一体罰事象が発生した場合には適切に対応するための取組を進めます。また、家庭においては、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援を行います。